

あんしんフード君・スーパーあんしんフード君(総合食品賠償共済)、食品営業賠償共済の制度概要

○…基本補償(特約なしで補償)、△…特約(オプション)で補償、×…補償対象外

事故の種類	会員様をとりまくリスク、発生する費用	具体例	補償範囲		
			スーパーあんしん フード君	あんしん フード君	食品営業 賠償共済
①提供した飲食物に 起因する事故	生産物リスク(対人)	提供した飲食物が原因で、お客さまに食中毒が発生した。	○	○	○
	生産物リスク(対物)	提供した飲食物の容器が破損しており、内容物の漏洩によりお客さまの衣服が汚れてしまった。	○	○	×
	不良完成品損害リスク	製造販売した材料が原因で、最終製品(完成品)に損害を与えてしまった。	○	○	×
	国外一時持出・流出 生産物リスク	国内で喫食される前提で提供した飲食物をお客さまが国外に持ち出し、国外で食中毒が発生した。	○	○	×
②業務遂行・施設に 起因する事故	施設リスク(除く漏水リスク)	店舗の床にごぼれた水を放置し、お客さまが滑って転んでケガをした。	○	○	×
	施設リスク(漏水リスク)	店舗内の給排水管が破裂・漏水し、階下の家財を汚損してしまった。	○	○	×
	業務リスク	店舗で給仕中、誤ってコーヒーをこぼしてしまい、お客さまの衣服を汚してしまった。	○	○	×
③受託物・携帯品に 起因する事故	受託リスク	お客さまより預かったコートを誤って汚してしまった。	○	○	×
	携帯品リスク	お客さまが店舗内で食事中にバッグを盗まれてしまった。	○	○	×
④人格権侵害・広告 宣伝活動による権利 侵害	人格権侵害リスク	エレベーターの管理ミスにより停止し、来店客が長時間閉じこめられた。	○	○	×
	広告による権利侵害リスク	チラシの絵が他社の絵に酷似しているとして、賠償請求された。	○	○	×
⑤食中毒事故等に起 因する休業	休業リスク	提供した飲食物が原因で、食中毒や特定感染症が発生し、保健所より営業停止命令を受け、営業損失が発生した。	○	△	△
①・②の事故	被害者治療費等	法律上の損害賠償責任が無い場合の治療費・見舞金等	○	○	×
	生産物自体の損害	お客さまへの代金弁償等	○ (業種9を除く)	○ (業種9を除く)	×
	初期対応費用	事故調査のための費用、事故現場の取り片付けに要する費用	○	○	×
	訴訟対応費用	裁判費用等	○	○	×
⑥施設の汚染事故	消毒費用(食中毒・感染症)	消毒費用、設備交換費用等 ※設備交換費用等につきましては、引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社が「消毒を目的とした設備交換費用」として認定した費用がお支払いの対象となります。	○	○	×
	消毒費用(トコジラミ)	トコジラミの駆除費用、消毒費用 ※引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社が「必要かつ有益と認めたもの」に限ります。	○	○	×
①②③⑦等の事故	損害回復費用	事故によって失った信頼を回復させるための広告宣伝活動およびコンサルタント費用。	○	○	×
⑦リコール	リコール費用	製造販売した製品による身体障害発生のおそれがあり、社告の後製品の回収を行った。	○	○	×
⑧宿泊者に起因する 事故	宿泊者の賠償リスク	旅館・ホテルの宿泊者が他のお客さまにケガをさせた。 旅館・ホテルの宿泊者が誤って備え付けのテレビを破損させた。	△ (業種9のみ)	△ (業種9のみ)	△ (業種9のみ)
⑨従業員等の就業中 の傷害事故	従業員等の業務上の災害リスク	従業員が就業中にケガを負い、入・通院した。 従業員が出動時に交通事故に遭い、ケガのため亡くなった。	○	△	△
⑩売上金等の盗難事 故	売上金盗難リスク	業務用金庫にあつた売上金が盗難にあつた。 店舗の券売機の中にあつた売上金が盗難にあつた。	△	△	△



「あんしんフード君」と「食品営業賠償共済」ではこれだけ補償の差があり、飲食店営業者(売上高3,000万円以下)の場合、基本掛金を比較すると、差額は年間4,300円(1か月あたり約360円)です。様々なリスクに備えるために、「あんしんフード君」・「スーパーあんしんフード君」へのご加入をおすすめ致します。

●年間掛金(売上高3,000万円以下の場合)

コース	業種	喫茶店	飲食店・すし	仕出し・弁当 給食施設	食料品販売業	食品製造業	旅館営業 (営業建物の総床面積)
あんしんフード君		6,500円	8,500円	11,000円	3,500円	5,500円	× 23円
食品営業賠償共済 (ワイドコース)		1,800円	4,200円	9,000円	2,000円	2,000円	× 8.05円

※このチラシは共済(保険)の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【照会・連絡先】

最寄りの食品衛生協会

担当普及推進員

または、公益社団法人日本食品衛生協会共済部(03-3403-2115)まで

【損害保険部分代理店・扱者】

- 株式会社フードセーフティ企画(幹事代理店)
住所:東京都渋谷区神宮前2-6-1(4F) TEL:03-3796-3631
- 普及推進員

【損害保険部分引受保険会社】

- 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第一課
住所:東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-6692